

### 【提案項目】

地上波によるテレビ放送については、デジタル放送への移行に伴い、テレビが視聴できない新たな難視が発生しており、地上デジタル放送難視地区対策計画に基づいた対策がアナログ放送の終了までに完了しなかった地区等については、早急に地上デジタル放送の視聴が可能となるよう次の措置を講じること。

#### 1 送信者側対策の早期実施

中継局新設等の送信者側対策が確実かつ速やかに実施されるよう放送事業者に対する指導等を実施すること。

#### 2 受信者側対策への助成の充実

共同受信施設設置等の受信者側対策の実施に当たっては、本来自ら対策を実施すべき立場である国や放送事業者による助成制度を拡大し、特に少数世帯地区において重い負担となっている住民の経済的負担の軽減を図ること。

#### 3 情報提供の充実

地上デジタル放送難視対策を適切かつ効率的に進めるため、引き続き、各難視地区の住民や地元自治体に対して適切・正確な説明及び情報の提供に努めること。

### 【提案理由等】

テレビは、ユニバーサルサービスであり、日常生活の基盤となっているだけでなく、災害時においても地域住民が情報を得る上で不可欠なものとなっている。

デジタル放送への移行に伴い、新たな難視が発生しており、地上デジタル放送難視地区対策計画に基づいた対策の完了予定時期が2011年7月24日以降とされた地区等については、暫定的・緊急避難的な措置としての地デジ難視対策衛星放送を経て、2015年3月までに地上系放送基盤による恒久的な対策の実施を目指すこととされている。

2011年7月の地上デジタル放送への完全移行は国策として推進されたものであり、地上アナログ放送を視聴できた地域における新たな難視対策については、地上デジタル放送の視聴が可能となるよう、国の責任において適切な措置を講じる必要がある。

また、特に新たな難視対策において、やむを得ず共同受信施設の設置などの受信者側対策が講じられる場合にあつては、本来自ら対策を実施すべき立場である国や放送事業者による助成の充実が求められる。